

Title	記名株式の移転と名義書換 (二)
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.9 (1918. 9) ,p.1269(97)- 1284(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180901-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のなり。ホールが其著國際法第六版第五〇五頁に於て「一の場所が敵に依りて軍事的に占領せらるゝ場合に其場所が敵の支配の下に在り且つ隨て之を其交戦の目的に用ゆることを得るの事實あるときは其土地の單純なる法律上の所有を論據とする一切の見解を排するに足る可し」と述べたるは本院の是認する所なり。(註三〇)

(註二九) 第二條「不可抗力に基く事情の爲め前條に掲げたる期間内(恩惠期間内)に敵港を去ること能はざりし商船又は出港を許されざりし商船は之を沒收することを得ず、交戦者は單に戦争後賠償なくして之を還付するの義務を負ひて該船舶を抑留し又は賠償を拂ひて之を徵發することを得」

(註三〇) British and Colonial Prize Cases, vol. II, Part 6, pp. 40, 41

此判例が輕々にホールの説を引用したるは敵占領地の國性に關する研究の疎漏なるを示すものなれども埃及に於ける英國の實力上軍事的占領の事實に鑑みるときは之を敵地とし Port Said を敵港と見做したるは固より不當に非ず。余は此判例と前掲樞密院令を以て所謂敵占領地の國性を至當に解したるものと認むるに躊躇せざるものなり。(終)

記名株式の移轉と名義書換 (二)

西本辰之助

二

記名株式が名義書換なくして輾轉流通するは實際に於て所謂白紙委任狀附株券讓渡の場合に限る此場合に關しては既に學説及び判決に於て屢ば論せられたる所にして幾多の問題を包藏するものなり

白紙委任狀は受任者の氏名を空白となして名義書換請求の事務を委任し且其代理權を與ふる旨を記載したる書面にして株券と共に此委任狀を受けたる者は何人にも其空白の部分に受任者の氏名を記載し以て會社に對して名義書換の請求を爲すを得せしめんとするなり白紙委任狀の性質に就きて名義書換の委任と共に復委任を認むるものなりとの説と不特定人に對する委任の申込なりとの説とあり復委任説は之を採るを得ず復委任にありては第一の受任者は他人に復

委任を爲すによりて其受任者たるの地位を失ふものに非ず代理權に就きても亦然るものにして第一の代理人は他人を復代理人と爲すことによりて自己の代理權を失ふものに非ず故に復委任説を採るときは白紙委任狀を受けたる各株式の讓受人は既に其株式を自己の後者に讓渡し之と共に復委任を爲したるに係はず尙名義書換請求の權限を有するものと云はざる可らず斯の如きは白紙委任狀の本來の目的に反するものと云はざる可らず何となれば白紙委任狀は其委任狀の現在の所持人に對して名義書換請求の權限を與へんとするものにして最早委任狀を所持せざる各讓渡人に對して之を與へんとするものにあらざればなり又白紙委任狀其物の形式より見るも復委任を認むるものと云ふを得ず最後の讓受人が白紙委任狀を補充したるときは委任者は第一の讓渡人にして受任者は委任狀に受任者として記載せられたる者なり而して中間の各讓渡人が或は委任を受け或は復委任を爲したるの事實は委任狀によりて之を知るに由なし若復委任説を採るときは各中間の讓渡人は受任者及び復委任者として委任狀に記載せられざる可らざるの理なり然るに實際に於て第一の讓渡人が委任者として又補充し

たる者が受任者として委任狀に記載せらるゝのみなり故に復委任説は白紙委任狀の形式に反するものと云はざる可らず吾人は白紙委任狀は其書面の現在の所有者に對する委任の申込と共に代理權授與の意思表示を爲すものなりとの説に左祖せんとす此説に對しては名義書換なくして株式の讓渡を爲すを得ず且つ名義書換は必ず直接の讓渡人と讓受人との間に於てのみ之を爲すを得るものなり故に不特定人に對して名義書換委任の申込を爲すを得ずとの説あり(石坂博士法學協會雜誌九卷二號)株式の讓受人は名義書換を爲さざる間は其株式を讓渡するを得ずとの説は白紙委任狀附株券讓渡無効論の根本理由を成すものなりと雖も吾人は既に論じたるが如く株式は名義書換を爲さずとも輾轉讓渡するを得べしと信ず此點は後に再論すべし又株式の名義書換は直接の讓渡人及び讓受人間に於てのみ之を爲すことを得ることと決して公益的の理由より然るにあらざることは既に論じたる所なり即ち讓渡人會社及び讓受人は何れも名義書換が眞實の讓渡人及讓受人の間に於て爲さるゝに付き利益を有するが故是等の者の利益を無視して濫りに讓渡の當事者外の者の間に名義書換を爲すを得ずと云はざる可

らず故に是等の者が其利益の主張を抛棄したるときは直接の讓渡の當事者以外の者の間に名義書換を爲すを妨げず何となれば之が爲めに何等公益を害することなければなり而して白紙委任狀を他人に交付したる讓渡人は名義書換が自己と直接の讓受人との間に爲さるゝに就きて有する利益を抛棄したるものと解するを得べく其讓受人が自ら名義書換を爲さずして白紙委任狀を添へて其株式を讓渡したる場合亦同じ即ち第一の讓渡人は白紙委任狀の交付により自己と最後の讓受人との間に名義書換が爲さるべきことを承認したるものと解すべきなり之に反し會社は法律上直接の讓渡當事者外の名義書換を拒むを得べしと雖も實際に於て名義書換の請求者が直接の讓渡人に非ざることを知るは困難なるのみならず之を拒みたる場合に若し請求者が直接の讓受人なりしときは會社は之によりて生じたる損害に對し其責に任せざる可らず又實際に於て會社は名義書換の請求者が直接の讓受人に非ざることを知ると否とを問はず名義書換を爲すを常とす故に間接の讓渡人讓受人間に於て白紙委任狀を利用して名義書換を爲すを妨げざるなり論者或は曰く商法一五〇條には「記名株式ノ移轉ハ云々」とあり即

ち名義書換は株式の移轉なる法律事實を公示するものにして取得者の何人なるやを公示するは主たる目的にあらず而して株式の移轉なる法律事實は直接の當事者間にのみ生ずるものなり故に名義書換も亦直接の當事者間にのみ爲すことを得べしと此説は餘りに株式の移轉なる文字に拘泥したるものと云はざる可からず商法一五〇條の效力を生ずる要件は「取得者ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且ツ其氏名ヲ株券ニ記載スル」ことなり故に同條の目的は取得者の何人なるか換言すれば現在の株主の何人なるかを明確にするに在りて移轉なる法律事實を明確にするに在らず株式移轉なる法律事實が相續なるや賣買なるやまた贈與なるや又其事實が何時如何なる場所に生じたるやは法律の關知せざる所なり法律の要求する所は現在の株主の何人なるやを明確にするに在り商法一五〇條は此點に於て公益的性質を有す之に反し名義書換を直接の移轉當事者間に於て爲すことは當事者及會社の私益關係に過ぎざるなり上述の如く吾人は名義書換は必しも直接の移轉當事者間に之を爲すを要せずと信ずるも石坂博士の外判決も亦多く之に反するが如し大正二年東京地方裁判所判決は明かに「名義書換ハ直接ノ讓

渡人ト讓受人トノ間ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得」とし明治四十五年大審院判決も亦「名義書換ハ名義者ト轉得者トノ間ニ直接ニ權利カ移轉シタルカ如キ形式ニヨリテ之ヲ爲ス」と云ふは直接の移轉者間にのみ名義書換を爲する得るの主意に基づくものなるべし

白紙委任狀によりて與へたる代理權は之を取消すを得るや否やは學說の分るゝ所なりと雖も吾人は之を取消すことを得ずと信ず其理由は第一白紙委任狀による委任の申込は其委任狀を取得したる者に對して之を爲す即ち白紙委任狀と共に株券を讓渡したる者は之を輾轉流通せしめんとするものにして白紙委任狀に其有効期間を定めざる以上は何時まで流通すべきやは豫め知るべからず故に白紙委任狀附にて株券が流通する間は民法五二四條及び商法二七〇條の承諾を受くるに相當なる期間と解せざる可らず第二此場合に於ける委任は普通の委任と異り委任者の利益の爲めに其事務を處理せしめんとするにあらずして寧ろ主として受任者の利益の爲めにするものなり名義書換を爲すの利益は讓渡人に於ても之を有すと雖も主として取得者に於て之を有するものなり而して讓渡人は

株式を完全に讓受人に移轉するの義務を負ふが故從て名義書換に讓渡人の請求を必要とする場合には之を爲すの義務を負ふものなり而して讓渡人の作成したる白紙委任狀は實に此義務履行の手段たるなり而して名義書換義務履行の手段として白紙委任狀を作成したる以上は名義書換を要求する讓受人の權利も亦白紙委任狀と共に移轉すべきを認めたるものにして指名債權讓渡の手續を必要とせずと云はざる可らず右の如く白紙委任狀は委任者たる讓渡人の利益の爲めにあらずして受任者たる讓受人の利益の爲めにして且つ讓渡人が自己の義務を履行する手段として之を作成する以上は普通の場合に於ける委任の如く任意に之を取消すを得ざるものなり從て之に基く代理權も亦之を取消すを得ずと云はざる可らず(Thar; Die unwiederrechtliche Vollmacht S. 52 Örtmann; Allg. Theil S. 528) 又一般代理權消滅の事由に因りて消滅せず即ち本人又は代理人の死亡代理人の禁治産又は破産によりて白紙委任狀は其效力を失ふものにあらず

三

白紙委任狀附株券の讓渡は名義書換前にありては如何なる效力を有するやに

就きては學說分る

甲、或は白紙委任狀附株券の第二以後の讓渡は無効なりとす(石坂博士前掲其主たる理由は物權債權株式等の對抗要件に關する規定は強行的規定なり故に第三者が名義書換なくして株式讓渡の對抗を受くべきことを承諾するも讓渡契約の當事者は第三者に讓渡を以て對抗するを得ず讓渡の對抗要件を缺く場合に讓受人が其權利を讓渡するを得ざるは之を同じく讓渡の對抗要件を缺く場合に讓渡人が其權利を第三者に讓渡するを得る所以に對比すれば明かなるべしと云ふに在り此説は實に從來吾國に於て殆んど確定不動の定説と看做されたる私法上の原理に對して一大變革を企圖するものなりと雖も吾人は此説に賛するを得ず讓渡の對抗要件に關する規定は強行的規定なること論者の説の如しと雖もそは一般的に對抗要件を不必要とし或は豫め對抗要件の利益を拋棄するを得ざるの謂にして既に成立せる否定權の拋棄を許さずとの謂に非ざることには既に論じたる所なり論者は商法一五〇條は強行的規定なりとの解釋を餘りに廣汎に擴張したるの非難を免れず論者は又讓渡の對抗要件を缺く場合に讓受人が其權利を讓

渡することを得ざるは之を同じく讓渡の對抗要件を缺く場合に讓渡人が其權利を第三者に讓渡するを得る所以に對比すれば明かなるべしと云ふも讓渡の對抗要件を缺く場合に於ても讓渡人が其權利を第三者に讓渡するは違法にして決して讓渡の權能なりと云ふべからず之を讓受けたる第三者が對抗要件を充たしたるときは完全に其權利を取得するを得べきも是れ法律が取引界の安全の爲め善意の第三者を保護するの結果にして讓渡人に讓渡の權能ありしが爲めにあらず若し論者の説の如くんば他人の物の保管者が其物を賣却したるときは善意無過失の讓受人は完全に其物の所有權を取得するが故物の讓渡の權能は保管者に在りて所有者にあらずと云はざる可らず豈斯の如きの理あらんや其他無効説の論據とする所四五ありと雖も既に吾人の論じ又は論せんとする所に係るが故之を擧げず

乙、或は株式を分ちて名義書換ある株式(或は單に株式)及び名義書換なき株式(或は名義書換によりて株式となり得る權利)となし前者を絶對的株式後者を相對的株式と稱す(神戸博士法學協會雜誌三十二卷)此説は民商二法を通じて最も重要

なる第三者保護に關する規定に對して新たなる法理構成を考案したるものなり然れども其所謂相對的株式と絶對的株式との間に如何なる差異ありや兩者は全然其性質を異にせる別種の權利なりや全然其内容を異にするや相對的株式も亦株式なりや或は株式となり得べき權利にして株式其物に非ざるかは尙研究の餘地あるが如し若し名義書換前に於ける株式は株式となり得べき權利にして株式に非ずとすれば取得者は假令會社の承諾あるも尙株主總會に出席するを得ず又自の株主として株金の拂込を爲さんとし會社も亦之を受けんとするも拂込としては無効なり何となれば其取得者は名義書換を爲すまでは單に株式となるべき權利を取得するに過ぎず從て其者は株主にあらざればなり果して然らば記名株式の移轉は名義書換前に於ては當事者より會社其他の第三者に對抗するを得ざるのみならず會社其他の第三者も亦之を當事者に對抗するを得ざるものと云はざる可らず然れども斯の如き結果は果して商法一五〇條の規定と融和し得べきか吾人の考にては株式は名義書換の前後を問はず同一の内容を有し唯其形式的效力殊に第三者に對抗し得べき點に於て差異あるのみ又此說によれば甲が乙に

乙が丙に白紙委任狀附にて株式を讓渡し丙が名義書換を爲したるときは株式其ものは甲丙間に移轉し甲乙乙丙間には株式となり得べき權利即ち相對的株式の移轉あり從て乙は株式の讓受人にも讓渡人にもあらずとす然らば丙が名義書換を爲すまでは株式は甲の手にあるものと云はざる可らず果して然らんには被相續人たる甲が死亡し相續人乙が甲の株式を相續して未だ名義書換を爲さざる間は乙は株式となるべき權利を有するも株式を有せず然らば株式は乙が名義書換を爲すまでは何人の手に在りや

丙 或は白紙委任狀附株券讓渡は讓受人が白紙委任狀を補充したる時に始めて名義人と白紙委任狀を補充したる者との間に直接に讓渡ありたるものと認定するを妥當とすとす(大正二年東京地方裁判所判決法律新聞九三二號五二七頁)此説は前述乙説と同じく中間の讓受人の株式取得を認めず讓渡は直接第一の讓渡人と白紙委任狀の補充者との間に爲されたりと爲す然れども乙説が名義書換を讓渡完成の要件とし且つ中間讓受人の權利の性質を説明したるも此説は白紙委任狀の補充を以て讓渡完成の要件とし中間讓受人の權利に就きては何等の説

明を爲さず且つ此説は中間の譲渡人は何れも第一の譲渡人の代理人(譲渡の)なりとするに非ざれば主張するを得ざるなり然るに斯の如き解釋は全然當事者の意思に反するものと云はざる可らず何となれば白紙委任狀附株券を授受する者は何れも株式譲渡の意思表示を爲すものにして決して譲渡の委任を爲すものにあらざればなり

吾人の信ずる所にては白紙委任狀附にて株券を譲受けたる者は何れも株式を取得し其株式の内容は名義書換後に於けるものと全然同一なるも其形式的效力に於て制限せらる即ち譲受人の権利は會社其他の第三者の有する否定権によりて制限せらる斯の如く譲受人は效力に於て缺點を有する株式を取得すると同時に此缺點を何時にても補正し得べき權能を取得するものなり而して白紙委任狀附にて株券が流通するときは此缺點ある株式及び其缺點を補正し得べき權能は相伴ふて移轉すべきなり斯の如く兩者は相伴ふて移轉するも取得者が其補正權を行使するまでは其株式は依然として效力に於て制限せらるゝものにして此兩者が同一人に歸屬するによりて其株式が完全無缺となるものにあらず斯の如く白紙委任狀附株券の譲受人は名義書換前と雖も真正の株式を取得するものにし

て決して株式となり得べき權利或は株式を取得し得べき權利を取得するにあらず故に會社に於て否定權を行使せざる以上は株主としての權利を行使するを得べし

四

我國の商法にては記名株式及び無記名株式の二種を認むるのみにして指圖式の株式を認めず然らば無權限者より記名株式を取得したる者の權利如何民法は株式が債權の一種なることを前提とするが如き規定を設けたるが故民法三六四條(少くとも民法八六條三項の無記名債權中には無記名株式を含むものと解するを得べく從て無記名株式は動産として民法一九二條により善意無過失による取得を爲し得るものと云はざる可らず之に反し記名株式には固より右の規定の適用なきこと明かなり然らば商法二八二條により四四一條を準用すべきかと云ふに是又た然らず株式を以て假に債權の一種なりとするも之を以て株券は金錢其他の物又は有價證券の交付を爲す有價證券なりと解するを得ず株式には利益配當を受くる權利を含むと雖も之を受くるには株券の所持を必要とせず株券が有價證券たる要件は利益配當の點にあらざるなり故に無權限者より善意無過失に

株券を譲受けたる者は其株式の即時取得を爲すを得ざるなり而して記名株式が即時取得を許さざる性質は之に白紙委任狀を添附するによりて何等の差異を生ずるものにあらず白紙委任狀は單に名義書換の委任狀なり株式其もの、性質に何等の影響を及ぼすべきものにあらず若し白紙委任狀の添付によりて記名株式が無記名式と同様の效力を有するものとすれば(一)商法一五五條一項に反し(二)且つ商法一五五條によれば株式の記名式を無記名式となし又は無記名式を記名式と爲すの権能は専ら會社にあり株主は之を會社に請求し得るのみにして自ら變更を爲すを得ざるものなるが故白紙委任狀に右の如き效力ありとせば其委任狀は強行的規定に反するものとして無効なり斯の如き慣習法も亦成立するに由なきなり右の如く記名株式が白紙委任狀の添付によりて無記名式に變ずるものにあらず從て又動産と同一視せられずとすれば善意無過失による即時取得を許さざることも亦自ら明らかなり故に盜難に罹り又は遺失したる白紙委任狀附株券を善意無過失にて取得するも眞正の株主たるを得ず被害者は會社に對し新株券の交付を受くることを得べし然れども株主自己の意思に基きて他人に白紙委任狀附株券の交付を爲したるときは第三者は善意無過失にて其株式を取得し得る

場合あり然れど民法一九二條又は商法二八二條に基づくものにあらず株式と共に白紙委任狀を相手方に交付し然かも讓渡を制限するは質入の目的を有する場合に起るものにして其目的は債務者が株式を質入せんとする場合に白紙委任狀附株券を債權者に交付し辨濟期に至り債務者が辨濟を爲さざる時は債權者をして其株式を自由に處分せしむるの便宜を與へんとするにあり此場合には當事者間の關係にありては債權者は債務者が辨濟期に至り辨濟を爲さざる場合にのみ其株式を處分し得べきものなり然るに債權者が其義務に反し辨濟期の到來前に其株式を處分したるときは其處分の效力如何と云ふに此問題は民法一一〇條の適用ありや否やによりて決せざる可らず白紙委任狀は其交付を受けたる者に名義書換の代理權を與ふるものなり當事者間の關係に在りては債權者が株式の處分を爲し得べき時期に達したる時に始めて名義書換の代理權をも與ふるの主意なりと雖も斯の如き内部の關係は第三者に對しては其效力なきものと云はざる可らず(民法一〇九條參照)而して辨濟期前に於ける讓渡は權限外の行爲なりと雖も第三者が其權限ありと信すべき正當の理由を有せしときは其讓渡は有效なりと云はざる可らず(民法一一〇條)白紙委任狀附にて株券を讓渡したる者が讓受人

が未だ名義書換の請求を爲さざるを奇貨とし會社に對し株券の紛失届をなして新株券の交付を得て再び之を譲渡したるときは何人が眞の株主なりや或は第二の新株券は實質上に於て最早新株券請求の權利無き譲渡人の詐欺行爲に基きて發行せられたるものなるが故無効なりとの説あれども此説は商法一五〇條の強行的規定たることを無視するものにして白紙委任狀の交付によりて株券を無記名式に變じ商法一五〇條の適用を排除し得るものと誤解せるの嫌あり譲渡人は株主に非ず從て新株券請求の權利なきが如しと雖も商法一五〇條の規定が嚴存する以上は會社は株主名簿に記載せられたる譲渡人を以て株主と看做し之に對して新株券の交付を爲すに於て何の妨ぐる所かあらんや會社が商法一五〇條によりて與へられたる權能を行使し且其定款の定むる所に從ひ正當に株券の交付を爲したるときは其新株券を有效とすべきは勿論にして之と同時に舊株券は其效力を失ふものと云はざる可らず斯の如く解するときには第一の白紙委任狀附の讓受人は讓渡人の違法行爲によりて損害を被るべしと雖も是れ彼が白紙委任狀を利用して名義書換を爲すを怠りし罪なり以て白紙委任狀が名義書換に代用するの效力なきを知るべし (完)

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

- △價格表
- 高等裁縫部
 - △セビロ 三ッ揃 金 三十圓以上
 - ▽オバコート 金 二十八圓以上
 - ▽レインコート 金 廿三圓以上
 - ▽フロック (二揃) 金 五十圓以上
- 其他は御照會により可申上候
- 制服部
 - ▽専門學校(立) 金 廿圓以上
 - ▽大學校(襟) 金 三十七圓以上

東京 銀座 尾張二町

澤田洋服店

創業於(米國桑港)一九八一年

其材料の新しいハ
 其型の氣のきいた△
 其技工の優れたる△
 澤田の洋服は
 紳士の氣分に
 最も融合して
 御満足最も愜かなり

彼れが創業以來三十年に近い永い經驗と厚い信用、
 それに日々の最善の努力とは廣く深く紳士間に好愛
 せらるゝ所以である△

御注文は………今直ぐに………はがき又は

電話新橋二三五七
振替口座八八二八

△市内は御報次第參上見本豊富に御高覽に可供候▽
 △地方は大略價格御年報御報被下候は、見本及容易なる採寸法相送り可申候▽